

横浜市立浦島小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、横浜市立浦島小学校PTAと称し、事務所を横浜市神奈川区浦島丘16（横浜市立浦島小学校内）におく。
この会の設立年月日は、昭和24年12月1日とする。

第2章 目的及び活動

- 第2条 この会は、保護者と教職員とが協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養と親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 この会は、第2条の目的をとげるために次の活動をする。
- (1) よい保護者、よい教職員になるように努める。
 - (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活指導をする。
 - (3) 児童の生活環境をよくする。
 - (4) 公教育費を充実することに努める。

第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針にしたがって活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - (2) 特定の政党、宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
 - (3) この会、またはこの会の役員名で、公私の選挙候補者を推薦しない。
 - (4) 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

- 第5条 この会の会員は、次のとおりである。
- (1) 横浜市立浦島小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
 - (2) 同校に勤務する教職員。
- 第6条 この会の会員は、役員・委員となる等全ての平等の義務と権利を有する。また、1児童につき1回以上、役員または委員の任務に就くよう努力する。

第5章 経理

- 第7条 会費は、1家庭につき月額400円とする。ただし、やむを得ない理由があれば会員の申請により免除できるものとする。なお、免除については、役員会及び運営委員会にて審議し決するものとする。
- 第8条 この会の運営・活動に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 第9条 この会の会計は、総会において承認された予算に基づいて行われる。
- 第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に提出され、承認を得なければならない。
- 第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び会計監査委員

- 第12条 この会は、次の役員をおく。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名から
 - (3) 会計 2名から
 - (4) 書記 3名（学校職員1名を含む）から
- 役員は、他の役職・会計監査委員を兼ねることはできない。
- 第13条 この会の経理を監査するために2名以上の会計監査委員をおく。ただし、会計監査委員の選出は前年度会計が原則、行うものとする。
- 第14条 役員及び会計監査委員の任期は原則1年とする。ただし、
- (1) 同じ役職については、会計監査委員を除き、再任できる。
 - (2) 教職員の再任については制限されない。
 - (3) 役員は、任期終了後1年間は、後任役員との事務引き継ぎの職務及び役員の推薦等を支援するものとする。
- 第15条 役員及び会計監査委員は年度末総会において原則選出される。
その手順は細則に定める。
- 第16条 校長・副校長は、役員・会計監査委員候補者推薦委員会を除くすべての委員会に出席し、意見を述べるができる。
- 第17条 会長は、この会を代表し、次の職務を行う。
- (1) 総会及び運営委員会を召集する。

- (2) 各委員会の委員の互選による正副委員長を委嘱する。
- (3) 役員・会計監査委員候補者推薦委員会を除くすべての委員会に出席し、意見を述べることができる。

第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第19条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 年度予算を立て、運営委員会の議決を経て定期総会に提案する。
- (2) 総会において議決された予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (3) 次年度当初総会において、会計監査を経た決算報告を行う。
- (4) この会の財産を管理する。

第20条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の運営、活動に関する主要事項を記録する。
- (2) この会の庶務を行い、書類を整理保管する。

第21条 会計監査は必要に応じ、随時行うことができる。ただし、半期に1回は行わなければならない。

第22条 役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合の補充は、運営委員会が行う。任期は前任者の残存期間とする。ただし、会長の欠員を生じた場合に限り、副会長の中の1名が昇格する。

第7章 推薦委員会

第23条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の選挙管理事務を行う。

- (1) この委員会の構成及び委員の選出方法は細則で定める。
- (2) この委員会は、任務が終了したとき解散し、委員はその任が解かれる。

第8章 選挙管理委員会

第24条 選挙管理委員会は、役員及び会計監査委員の選挙管理事務を行う。

- (1) この委員会の構成及び委員の選出方法は細則で定める。
- (2) この委員会は、任務が終了したとき解散し、委員はその任が解かれる。

第9章 総 会

第25条 総会は、会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

- (1) 総会には定期総会（年度初め）と臨時総会とがある。
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員（世帯数）の5分の1以上の要求があったとき開催される。

第26条 総会は、会長が召集する。少なくとも5日前までに予め開催日時、場所及び付議すべき議案を書面で全会員に通知する。

第27条 総会は、会員（世帯数）の5分の1以上の出席で成立する。ただし、委任状を含む。

第28条 総会の議案は出席者の過半数により議決される。

第29条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業報告ならびに収支決算報告
- (3) 役員、会計監査委員の選任
- (4) 事業計画ならびに収支予算
- (5) その他運営委員会が必要と認めた事項

第10章 役員会

第30条 役員会は、第12条の役員により構成され、随時必要に応じて会長が召集する。

第31条 役員会には、次の事項が付議され、審議される。

- (1) 運営委員会に提出される議案の調整
- (2) 予算案の作成の調整
- (3) その他の事項

第11章 運営委員会

第32条 運営委員会は、総会につぐ議決機関である。

第33条 運営委員会は、役員及び常置委員会の正・副委員長並びに推薦委員会、校外指導委員会の正・副委員長により構成される。なお臨時委員会が置かれているときは、その正・副委員長も参加する。

第34条 会長または役員会において必要と認めたとき、及び運営委員会の半数以上の要求があったとき開催される。

第35条 委員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第36条 運営委員会の任務は次による。

- (1) 細則の制定及び改廃
- (2) 総会に提出される議案の審議、調整
- (3) 置委員会において立案された事業計画の審議、調整
- (4) 会員より委任または提案された案件及び緊急を要する事項を審議、決定する。ただし、重要と認められた場合は、総会に諮らなければならない。

第12章 常置委員会

- 第37条 この会の活動を円滑に遂行するために常置委員会をおく。
第38条 常置委員会として、学校行事支援、広報、成人保健の各委員会をおく。この構成任務は細則に定める。

第13章 校外指導委員会

- 第39条 校外指導委員会は、児童の健全な校外活動の保全のため、地域・校外の安全対策及び活動を把握し、指導に当たることを目的とする。この構成任務は細則に定める。

第14章 臨時委員会

- 第40条 臨時委員会は、必要に応じ運営委員会の決定に基づいておくことができる。

第15章 慶 弔

- 第41条 この会の会員その他に関する慶弔はこの内規に定める。

第16章 細 則

- 第42条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎりにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。その結果は次の総会に報告しなければならない。

第17章 改 正

- 第43条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は総会の少なくとも5日前までにその内容を全会員に書面にて知らせておかなければならない。

付則

昭和24年10月9日	制定
昭和42年12月15日	改正
昭和46年4月15日	一部改正
昭和50年3月10日	改正
この規約は昭和57年1月27日より効力を発し、即日施行する。	
平成15年2月20日	一部改正
平成18年3月2日	一部改正
平成25年3月11日	一部改正
平成28年4月22日	一部改正
平成29年3月3日	一部改正
平成30年5月22日	一部改正
平成31年2月28日	一部改正
令和元年5月21日	第5章第10条 改正
令和2年2月21日	第4章第5条(1)(2)、第6条、第9章第25条(2) 改正
令和3年5月28日	第1章第1条
令和5年3月6日	第5章 第7条 改正

細 則

第1章 推薦委員会

- 第1条 推薦委員会は選挙管理委員会を兼任する。
第2条 推薦委員会は、次の方法により8名の委員で構成する。
(1) 各学年よりの委員 6名
互選により正・副委員長を選出する。
(2) 教職員よりの委員 2名
本校教職員の中より選出する。
第3条 正・副委員長は運営委員会・総会に参加するものとする。
第4条 推薦委員は、懇談会のおりなどに、それぞれの役職について候補者指名を提出してもらう。
第5条 推薦された候補者を委員会にもちより、候補者の中より指名推薦し、候補者の同意を得て、選挙の5日前までに全会員に書面にて通知する。
第6条 立候補したい会員は委員会の発足通知受領後、7日以内に配布用紙に氏名、年齢、在席児童名及び所属学年、組名を記載して推薦委員会に届出を行うこと。ただし、推薦委員は立候補することでは

- きない。
第7条 立候補者氏名を選挙の少なくとも5日前までに全会員に書面にて通知する。
第8条 総会にて選挙事務を行う。
第9条 候補者の数が定数と同じときは、投票を省略し、総会の承認を得て決定する。
第10条 立候補がない場合、総会にて推薦委員会の経過報告をして、推薦された候補者の承認を得る。

第2章 常置委員会

- 第11条 常置委員会として、次に委員会をおく。
(1)学校行事支援委員会
(2)広報委員会
(3)成人保健委員会
- 第12条 広報委員会、成人保健委員会は各学年より2名の常置委員で構成する。学校行事支援委員会は、選出時のクラス数と同数の常置委員を選出する。ただし、特別な事情がある場合は、委員を増員することができる。委員会ごとに正・副委員長を選出する。
- 第13条 各委員会の任務は、次による。
(1) 学校行事支援委員会
ア 学校と家庭及び会員相互の関係を深めるための諸活動を行う。
イ この委員会は、周年行事実行委員会の支援にあたる。
(2) 広報委員会
ア 会報を発行することにより、会の主旨の理解を図り会員相互の連絡と親睦を深める。
イ その他の運営に必要な広報活動を行う。
(3) 成人保健委員会
ア 会員の教養を高め、体力向上を図るため、各種の講演会・講習会を企画し、その実行に協力する。
イ 児童の心身の健全な成長を図るために協力する。
ウ 文化的な活動、社会見学などを計画し、運営する。
エ 保健厚生行事に参加する。

第3章 校外指導委員会

- 第14条 校外指導委員会は、地区ごとに校外指導担当を選出して構成される。互選により正・副委員長を選出し、正・副委員長は運営委員会・総会に参加するものとする。
- 第15条 校外指導委員会の任務は次による。
ア 児童の家庭生活ならびに児童相互の自主的集団生活の指導に協力する。
イ 児童の交通安全の指導にあたる。
ウ 会員の協力を得て、地区別活動の円滑な運営ができるように協力する。
エ 浦島地区スクールゾーン対策協議会の運営委員として、推進に協力する。

第4章 横浜市PTA連絡協議会 常置委員

- 第16条 この会が横浜市PTA連絡協議会（市P連）常置委員の当番校である場合は、1名の専任委員をおく。

第5章 履 歴

- 第17条 この会は、会員が役員及び各種委員会委員の任務に就いた場合の記録（以下「履歴」という。）を残すものとする。
(1) 会員が役員の任務に就いた場合、2児童分の履歴とする。適用は令和元年度からとする。
(2) 会員が会計監査、推薦委員、常置委員、校外指導委員正・副委員長及び市P連常置委員の任務に就いた場合、1児童分の履歴とする。
(3) 会員が役員及び各種委員会正・副委員長の任務に就いた場合、次年度以降の各種委員会正・副委員長への選出を免除される。ただし、会員が当該任務を希望する場合は妨げるものではない。
- 第18条 その他、履歴に関する詳細は内規に定めるものとする。

第6章 改 正

第 19 条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ改正することはできない。改正の結果は、次の総会に報告しなければならない。

付則

この細則は平成 6 年 2 月 19 日より効力を発し、即日施行する。

平成 8 年 5 月 1 日 一部改正

平成 13 年 5 月 22 日 一部改正

平成 15 年 2 月 20 日 一部改正

平成 21 年 3 月 6 日 一部改正

平成 23 年 2 月 10 日 一部改正

平成 28 年 4 月 22 日 一部改正

平成 29 年 3 月 3 日 一部改正

平成 30 年 4 月 17 日 一部改正

平成 31 年 2 月 4 日 一部改正

令和元年 5 月 21 日 第 2 章第 12 条、第 3 章第 15 条 改正

令和 2 年 1 月 17 日 第 1 章第 2 条、第 4 条、第 2 章第 12 条 改正

第 4 章、第 5 章 新設

第 4 章第 16 条を第 6 章第 19 条に変更